

2020年度 研究助成「地域文化活動の継承と発展を考える」

申請要項

公益財団法人サントリー文化財団

日本の各地では、地域に暮らす人々によって力強く育まれてきた文化活動が多彩に展開されています。こうした地域文化活動のなかには、携わる人々のみならず、地域全体を生き活きとさせる力を持つものも数多く存在しており、それらは日本を元気にする原動力ともなっています。

当財団では、そうした地域文化活動に対して、1979年の財団設立当初から「サントリー地域文化賞」を贈呈し、顕彰してきました。この貴重な日本の地域文化活動を引継ぎ、さらなる発展を遂げられるように、現場に寄り添った、具体的で実践的な研究をお待ちしています。

1.助成の目的

本助成は、日本の地域文化活動の継承と発展に寄与する研究の振興を目的としています。

<研究対象となる「地域文化活動」とは>

芸術や伝統文化だけではなく、地域住民を巻き込んだ文化イベントや文化を核としたまちづくり・国際交流など、地域に暮らす人々の心を生き活きと豊かにする活動を対象とします。純粋な営利活動、観光目的事業（地域活性化、まちおこし等）、行政が単独で行う文化イベント、文化施設運営は対象としません。

活動の規模、人数は問いませんが、地域に暮らす人々自らが文化の担い手であること、開始から3年以上経過している活動であることを条件とします。研究対象として実験的に立ち上げる文化活動は対象としません。

2.求める研究のすがた

- (1) 研究対象の地域文化活動の現状や課題を分析し、課題解決の道を積極的に探り、その成果を具体的に地域文化活動に還元しようとする研究を求めます。
- (2) 異なる研究分野を専門とする研究メンバーによる学際的研究、および異なる地域の地域文化活動実践者による地域間交流を促進する研究など、新たな手法やチャレンジのあるものを歓迎します。
- (3) 特定の地域の一活動だけではなく、複数の活動に共通する課題や成功・失敗の要因に関する研究も対象とします。ただし、その成果をどのように地域に還元するかを明記してください。
- (4) 申請代表者、研究メンバーの国籍、所属、年齢は問いません。地域文化活動の実践者による研究、大学等に所属の研究者による研究、両者の共同研究のいずれも申請可能です。ただし、複数のメンバーで議論を深める研究が助成対象であり、研究対象である「地域文化活動」が複数人であるだけの個人研究は助成の対象外とします。
- (5) 既に始めている研究、新たに着手する研究どちらも申請可能です。

- (6) 申請代表者は書類作成、当財団で行う中間報告会での学際的な議論への参加が可能な日本語能力を持つことを条件とします。
- (7) 本プログラムは以下のような、研究成果を地域文化活動へ具体的に還元する〈課題解決型〉のグループ研究を高く評価します。地域に関するテーマであっても、課題解決を目的としない研究は、プログラムの趣旨をご確認の上、研究助成「学問の未来を拓く」にご応募ください。

◆研究内容例

- ・住民参加型の音楽祭などの比較研究
- ・伝統芸能におけるクラウド・ファンディングや SNS 活用に関する研究
- ・地域文化活動に關与する行政の役割に関する研究
- ・ある地域で生まれた文化活動の他地域への伝播についての研究
- ・地域文化活動の外部評価に関する研究

◆対象外の研究

- ・シンポジウムや出版等の成果発表のみを目的とするもの
- ・郷土史や地域学など地域社会や歴史、生活文化一般に関する研究で、活動を対象としていないもの

3.助成金額および助成対象期間

- (1) 年間の助成件数および各々の助成金額は、選考委員会において決定します。一件ごとの助成金額は、研究内容によって異なり、50 万円から 300 万円の範囲とします(1 万円未満は切捨て)。申請額の満額支給とは限らないので、あらかじめご了承ください。

※2019 年度は応募総数 111 件のうち、6 件に対し総額 500 万円の助成を行いました。

- (2) 助成対象期間は 2020 年 8 月 1 日から 2021 年 7 月 31 日までの 1 年間とします。
- (3) 助成金は「円貨」にて決定し、「日本円」で振込みます。
- (4) 同一期間内の他機関への併願は可能です。

4.助成金の使途費目

- (1) 助成金の使途は、研究目的を達成するために必要な費目とします。
- (2) 申請代表者や研究メンバーが所属する組織の間接経費、一般管理費等は助成の対象としません。

◆対象外の使途

- ・研究対象となる地域文化活動の本来活動の事業費・人件費
- ・申請研究に関係しない備品や資料購入費

5.継続助成

同一内容での継続助成は一度限りとし、最長 1 年とします。継続を希望する場合は、継続申請用の書式にて申請書を提出してください。選考委員会において、改めて審査します。

6.選考方法

選考は選考委員会において所定の申請書類のみにて行い、理事会で決定します。それ以外の「参考

資料」をお送りいただいても、審査の対象にはなりません。

7.申請書の入手

サントリー文化財団のWebサイト <https://www.suntory.co.jp/sfnd/>からダウンロードしてご使用ください。

8.申請締切り

2020年4月10日(金) <当日消印有効>

申請書は、折り曲げずに簡易書留にてお送りください。FAX または e-mail での送付は受理しませんのでご注意ください。なお、申請多数のため、申請書到着確認のお問い合わせにはお答えしかねます。悪しからずご了承ください。

9.助成の決定

2020年7月を予定。選考結果は7月末までに各申請代表者へ文書(郵送)にて連絡します。

10.助成金の交付

助成金は2020年8月に全額を交付します。助成金の振込みは、「円口座」以外にはできませんので、ご注意ください。

11.研究経過等の報告

- (1) 助成対象研究については、2021年1～2月に当財団において研究状況の中間報告を口頭で行っていただきます。(必須条件)
- (2) 研究成果の発表にあたっては、報告書、成果発表会等いずれの場合にもしかるべき箇所にサントリー文化財団の助成を受けた研究である旨を明記してください。

12.報告書の提出

助成期間終了後に、当財団指定のフォーマットにて成果報告と収支報告を提出していただきます。成果報告は当財団HPにて公開します。

13.個人情報の取り扱い

申請書にご記入いただいた個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用し、これ以外の目的に使用しません。

<申請書送付先・お問い合わせ先>

〒530-8204 大阪市北区堂島2-1-5 サントリーアネックス9階

サントリー文化財団 研究助成「地域文化活動の継承と発展を考える」係

TEL 06(6342)6221 FAX 06(6342)6220

メールアドレス sfnd@suntory-foundation.or.jp

【受付時間】 平日 10:00～17:00

以 上

申請書記入上の注意

- (1) 当財団指定の申請書フォーマット(A4サイズ 4頁+連絡先1頁)を用い、必ず枠内に日本語でご記入ください。A4用紙がない地域にお住まいの方は、類似の用紙をお使いください。何らかの事情で申請書(word)のフォーマットが崩れる場合は、申請書(PDF)を参考にページ数の変わらない範囲でレイアウトを修正してください。
- (2) 「印」の指示がある欄には、必ずご捺印もしくはご署名ください。
- (3) 申請書2枚目以降の各ページ下に氏名欄があります。必ず全てのページにご記名ください。
- (4) ホッチキス留めや両面印刷はしないでください。
- (5) 必要事項はすべて申請書の中に漏れなく記入し、必要書類以外の資料は添付しないでください。各項目がページをまたいでいないか、印刷前にご確認ください。ページ数など申請書フォーマットの変更があった場合、申請を受理しませんので、ご注意ください。
- (6) 申請書は一部提出してください。お送りいただいた申請書は返却しません。
- (7) 送付状や返信用封筒は不要です。
- (8) 記入上の注意事項
 - <p.1 研究期間>

すでに着手している研究、また1年以上の期間を予定している研究は、研究全体の期間をご記入ください。
 - <p.1 専門分野>

申請者や研究メンバーが研究者以外の場合、主な活動分野をご記入ください。
 - <p.2 対象となる地域文化活動の内容、これまでの経緯、地域住民との関わり> (新規のみ)

現在行われている活動についてご記入ください。
(例) 伝統文化保存活動の場合、伝統文化そのものの内容や歴史ではなく、保存活動の経緯
 - <p.3 費用明細>

内容と金額を具体的にご記入ください。各費目については以下を参照ください。

| | |
|--------------|---|
| 会議費 | 会議会場の使用料、速記・翻訳代、茶菓代など |
| 謝金 | 講師等への謝金 |
| 飲食費 | レセプション、懇親会などの飲食費(酒類を含む) |
| 旅費 | 会議出席・調査のための交通費・宿泊費 助成対象研究の進捗について、当財団(大阪市)での報告義務を設けていますので、その際の1名分の旅費も含めてください。 |
| 資料費 印刷複写費 | 研究に必要な図書・論文等の購入費 資料、調査票などの印刷・複写費、研究成果発表の印刷費 |
| その他 | 上記以外で、研究に不可欠のものがあれば具体的にご記入ください。 |

また、他機関への併願も可能です。「他機関からの助成内容」記入時に申請中でその後決定したものの、また選考期間中に新たに申請したものは、事務局まで速やかにご連絡ください。

以上